

理事・監事及び評議員の報酬等に関する規程

第1条 この規程は、社会福祉法人双樹会(以下「当法人」という)定款第8条及び第21条の規定に基づき、理事・監事及び評議員の報酬等について定めるものとする。

第2条 当法人の理事・監事及び評議員への報酬等の総額は、定款に定める範囲内において、毎年度予算をもって定める。

第3条 理事・監事及び評議員が、理事長が招集する会議に出席したときは、出席報酬として、1回5,000円を現金で、その都度支給することができる。この報酬には、交通費を含むものとする。

- 2 監事が、理事会及び評議員会に出席した以外の日において、法人及び施設の指導監査の立ち合い及び運営状況の指導又は監査の業務に当たった場合は、第1項の報酬を支給することができる。なお、特別の事情により前項の規定により難しいときは、その都度理事長が決定する。

第4条 当法人の用務を依頼して出張する理事・監事及び評議員へ支給する旅費は、「社会福祉法人 旅費規程」別表の区分1号で清算するものとする。なお、その業務に対する報酬は、4時間以内 5,000円、8時間以内 10,000円、以降4時間を増すごとに、5,000円を支給できるものとする。

第5条 当法人の職員を兼務する理事は、この規程を適用しない。

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

附則

この規程は、平成29年4月1日より適用する。

なお、役員の報酬及び旅費支給規程は平成29年3月31日をもって廃止する。